

第1 税制

1 平成 27 年度の税制改正

(年度改正)

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組み、経済再生と財政健全化の両立などの観点から、次のとおり地方税制の改正が行われた。

税目	項目	改正概要	関係条文							
個人の県民税	特別徴収義務者の範囲の拡大 未成年者口座内上場株式等に係る配当所得及び譲渡取得等に係る県民税の課税の特例及び所得計算の特例の創設	<p>平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る県民税の配当割の特別徴収務者について、その支払を取り扱う者がいないときはその支払をする者とすることとした。</p> <p>未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニア NISA）の創設に伴い、以下の措置を講ずることとした。</p> <p>1 払出制限について要件違反があった場合の取扱い 平成 28 年 4 月 1 日から上場株式等を受け入れる未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合は、当該未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課する。</p> <p>2 所得計算の特例 平成 29 年度以後の各年度分の個人の県民税について、現行の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）と同様、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する。</p>	法71の31① 法附33の2の2、附35の3の4 法附35の3の3	条37の12 条附9の2の2、附11の8 条附11の7						
法人の事業税	資本割の課税標準の見直し 外形標準課税の拡大	<p>法人事業税の資本割の課税標準である資本金等の額について、資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、当該額を資本割の課税標準とすることとした。</p> <p>外形標準課税の対象となる普通法人の事業税の税率について、次のとおりとすることとした。</p> <p>1 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る税率は、次の表のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">付加価値割</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">0. 72 %</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">資本割</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">0. 3 %</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所得のうち年400万円以下の金額所</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">1. 6 %</td></tr> </table>	付加価値割	0. 72 %	資本割	0. 3 %	所得のうち年400万円以下の金額所	1. 6 %	法72の21② 法72の24の7①③、地方法人特別税等に関する暫定措置法2	条39の4 条42①、条附6の2の2②
付加価値割	0. 72 %									
資本割	0. 3 %									
所得のうち年400万円以下の金額所	1. 6 %									

1 平成 27 年度 の

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文																					
		<table border="1"> <tr> <td>得</td><td>所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額</td><td>2.3%</td><td></td></tr> <tr> <td>割</td><td>所得のうち年800万円を超える金額</td><td>3.1%</td><td></td></tr> </table> <p>2 平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る税率は、次の表のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>付加価値割</td><td>0.96%</td></tr> <tr> <td>資本割</td><td>0.4%</td></tr> <tr> <td>所</td><td>所得のうち年400万円以下の金額</td><td>0.9%</td></tr> <tr> <td>得</td><td>所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額</td><td>1.4%</td></tr> <tr> <td>割</td><td>所得のうち年800万円を超える金額</td><td>1.9%</td></tr> </table>	得	所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	2.3%		割	所得のうち年800万円を超える金額	3.1%		付加価値割	0.96%	資本割	0.4%	所	所得のうち年400万円以下の金額	0.9%	得	所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	1.4%	割	所得のうち年800万円を超える金額	1.9%	
得	所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	2.3%																						
割	所得のうち年800万円を超える金額	3.1%																						
付加価値割	0.96%																							
資本割	0.4%																							
所	所得のうち年400万円以下の金額	0.9%																						
得	所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	1.4%																						
割	所得のうち年800万円を超える金額	1.9%																						
地方消費税	地方消費税の税率の引上げ時期の変更	地方消費税の税率の引上げの施行期日を平成 29 年 4 月 1 日とすることとした。																						
	国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直しに伴う措置	国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引に地方消費税を課税することとされることに伴い、譲渡割の納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から特定資産の譲渡等を除くとともに、特定課税仕入れを行った事業者に納税義務を課する措置を講ずることとした。	法2078① 条510①																					
不動産取得税	課税標準の特例措置の創設	<p>次の課税標準の特例措置を講ずることとした。</p> <p>1 児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋（一定のものに限る。）について、当該家屋の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置</p> <p>2 社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置</p>	法73の14⑩～⑬ 法73の14⑩ 法附11の4④ 条53⑩～⑪ 条53⑯ 条附7の4⑥																					
	税額を減額する特例措置の創設	宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後 2 年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対																						

税制改正(続き)

税目	項目	改正概要	関係条文
	特例措置の延長等	<p>し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得が平成29年3月31日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。</p> <p>次の措置を講ずることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の適用期限の延長等 2 住宅及び土地の取得に係る税率を3%（本則4%）とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長 3 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長 	
県たばこ税	旧3級品の製造たばこに係る特例税率の廃止	<p>紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率の特例を廃止した上、以下の措置を講ずることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次の期間における紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、それぞれ次の税率とする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 千本につき481円 イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 千本につき551円 ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 千本につき656円 2 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行う。 	法附12の2、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「改正法」という。)附12 法附12の2、岐阜県税条例等の一部を改正する条例(平成27年岐阜県条例第35号。以下「改正条例」という。)附8 改正法附12 改正条例附9~19
自動車取得税	低公害かつ低燃費の車等(新車に限る。)に係る税率軽減措置の見直し	<ol style="list-style-type: none"> 1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるもの取得に係る税率の特例措置について、軽減率及び対象を見直した上、適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。 2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであって、一定のものに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの取得について、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の80を乗じて得た率とする等の特例措置を講ずることとした。 	法附12の2の3 条附12の2の2
	課税標準の特例措置の延長等	<p>次の措置を講ずることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい 	法附12の2の5 条附12の2の4

1 平成 27 年度の税制改正（続き）

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文	
		<p>自動車（初めて新規登録等を受けるものを除く。）の取得に係る課税標準の特例措置について、控除額及び対象を見直した上、適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長</p> <p>2 バリアフリー性能の優れたバス等の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長</p> <p>3 先進安全自動車技術を備える一定の自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例について、控除額及び対象を見直した上、適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長</p>		
軽油引取税	課税免除の特例措置の延長等	軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象を見直した上、適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとした。	法附12の2①	条附12の4①
狩猟税	特例措置の創設	<p>次の特例措置を講ずることとした。</p> <p>1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特例措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に行われた場合においては、狩猟税を課さないものとする特例措置</p> <p>2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成 27 年 5 月 29 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に行われた場合においては、狩猟税を課さないものとする特例措置</p> <p>3 狩猟者登録の申請書を提出する日前 1 年以内の期間に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可又は従事者証の交付を受け当該許可又は従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者の狩猟者の登録が平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に行われた場合においては、当該狩猟税の税率を 2 分の 1 とする特例措置</p>	法附32① 法附32② 附32の2	条附16① 条附16② 附16の2

(岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例の制定)

東京 2 3 区等から県内への企業の本社機能の移転を促進するため、地域再生法にもとづき特定業務施設を整備する計画について知事の認定を受けた事業者が、施設を新設し、又は増設した場合の事業税及び不動産取得税について次のとおり税率を軽減するもの。

・ 軽減率（本来の税率に次の率を乗じて得た率とする）

税目	対象	率
事業税	特定業務施設（東京 2 3 区から県内へ移転するものに限る。）に係る事業	1年目 1／2 2年目 3／4 3年目 7／8
不動産取得税	特定業務施設の用に供する家屋又はその敷地の取得	1／10

(平成 27 年 10 月 9 日施行)

6 税 制

2 平成27年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要
県民税	<p>1 個 人 (1) 県内に住所を有する個人 均等割 所得割 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷のある市町村に住所を有しない者 均等割 ○賦課期日 1月1日</p>	<p>1 個 人 (1)均等割 1,500円 ※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)の施行に伴い、標準税率の1,000円に500円が加算されている。(平成26年度～平成35年度) (超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 1,000円 (2)所得割 100分の4</p>	<p>1 個 人 賦課徴収は、市町村が市町村民税と併せて行うため市町村民税の納期と同じ</p>	
	<p>2 法 人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 法人税割 (2) 県内に事務所又は事業所を有する公益法人等及び人格のない社団等 ・収益事業を行う場合 均等割 法人税割 ・収益事業を行わない場合 均等割 (一部非課税) (3) 県内に寮等のみを有する法人等 均等割</p>	<p>2 法 人 (1) 均等割 <ul style="list-style-type: none"> ・公共法人※¹及び公益法人等※²のうち、均等割を課すことができないもの以外のもの※³ ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ・資本金等の額を有しない法人 ・資本金等の額が1千万円以下である法人 年 20,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額が1千万円を超える1億円以下の法人 年 50,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 年 130,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 年 540,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額が50億円を超える法人 年 800,000円</p>	<p>2 法 人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内</p>	

※1 法人税法別表第1に規定するものをいう。

※2 地方税法第24条第5項に規定するものをいう。

※3 法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。

(超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税

上記の区分に応じて年額2,000円～80,000円
 (均等割額の10%相当額)

(2) 法人税割

法人税額の100分の3.2

(超過課税)

資本(出資)金の額が1億円超のもの又は課税標準となる法人税額が年1,000万円超(平成8.1.31以前に決算期の到来する法人については400万円超)のものは、法人税額の100分の4

準、税率、納期一覧

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
	3 利子割 県内に所在する金融機関等から支払いを受けるべき利子等の額	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額の100分の5	3 利子割 申告納入 毎月分を翌月10日まで	
	4 配当割 一定の上場株式等の配当等の額	4 配当割 特定配当等の額の100分の5	4 配当割 申告納入 毎月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内の配当等は翌年1月10日)	
	5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における特定株式等譲渡所得金額	5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の100分の5	5 株式等譲渡所得割 申告納入 1年分を翌年1月10日まで	
事業税	1 個人 平成26年中における事業の所得及び平成26年1月1日から事業廃止の日までの事業の所得 ○事業主控除額 年 290万円 ○事業専従者控除額 青色 給与として支給した額 白色 次のいずれか低い額 ・配偶者 86万円 その他 50万円 ・事業専従者控除前の事業所得÷(事業専従者数+1)	1 個人 (1) 第1種事業 課税所得金額の100分の5 (2) 第2種事業 課税所得金額の100分の4 (3) 第3種事業 ((4)に掲げるものを除く。) 課税所得金額の100分の5 (4) 第3種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 課税所得金額の100分の3	1 個人 普通徴収 1期 8月1日～8月31日 2期 11月1日～11月30日 ただし、事業を廃止した場合は知事の定める日	
	2 法人 (1) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額 (2) その他の事業 各事業年度の付加価値額、資本金等の額若しくは所得又は各事業年度の清算所得 ^{※1} (医療法人が行う社会保険診療に係るものは除外。)	2 法人 (1) 収入金課税法人 収入金額の100分の0.9 (2) 所得課税法人 ア 特別法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.4 年400万円を超える金額及び 清算所得 ^{※1} 100分の4.6 イ 上記以外で資本金又は出資金の額が1億円を超える法人 付加価値額の100分の0.72 資本金等の額の100分の0.3	2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内	

8 税 制

2 平成27年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要
	※1 平成22年9月30日以前に解散した法人に限る。	所得のうち 年400万円以下の金額 100分の1.6 年400万円を超える金額以下の金額 100分の2.3 年800万円を超える金額及び 清算所得 ^{※1} 100分の3.1 ウ その他の法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.4 年400万円を超える金額以下の金額 100分の5.1 年800万円を超える金額及び 清算所得 ^{※1} 100分の6.7 ただし、(2)のうち3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う資本金又は出資金の額が1000万円以上の法人については、所得・清算所得とともに、特別法人にあっては100分の4.6、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人にあっては100分の3.1、その他の法人にあっては100分の6.7 ●平成20年10月1日以後に開始する事業年度 (清算予納申告、残余財産分配予納申告及び清算確定申告にあっては、同日以後に解散した場合に限る。) から適用		
(参考) 地方法人特別税 (国税)	法人 (1) 法人事業税所得割 (2) 法人事業税収入割	法人 (1) 法人事業税所得課税法人 ア 外形標準課税法人 法人事業税所得割の100分の93.5 イ その他の所得課税法人 法人事業税所得割の100分の43.2 (2) 法人事業税収入金課税法人 法人事業税収入割の100分の43.2 ●平成20年10月1日以後に開始する事業年度 (清算予納申告、残余財産配分子納申告及び清算確定申告にあっては、同日以後に解散した場合に限る。) から適用	法人事業税の納付と併せて行う。	

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要												
不動産 取得税	<p>取得時の不動産の価格 ○新築特例適用住宅取得特例控除 延床面積が50m²以上240m²以下（一戸建以外の貸家住宅は40m²以上240m²以下）の住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除（当該住宅が認定長期優良住宅である場合は、1戸につき1,300万円を価格から控除（平成21年6月4日から平成28年3月31までの取得に限る）） ○既存住宅取得特例控除 既存住宅で一定の要件に該当するものについて以下の額を価格から控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平 9. 4. 1～</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○免税点 土地の取得 10万円未満 家屋の取得（1戸について） 建築分 23万円未満 承継分 12万円未満</p>	新築年月日	控除額	昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30	350万円	昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30	420万円	昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31	450万円	平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31	1,000万円	平 9. 4. 1～	1,200万円	<p>課税標準額の100分の4 ただし、平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間の土地及び住宅の取得については100分の3、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の住宅以外の家屋については100分の3.5、平成20年4月1日以降の住宅以外の家屋については100分の4 ○土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に一定の住宅を新築し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に一定の住宅を新築していた場合は、当該土地の取得に対して課する税額から150万円あるいは土地1m²当たりの価格に住宅の床面積の2倍（200m²が限度）を乗じた金額のいずれか多い額に税率を乗じて得た額を減額</p>	<p>普通徴収 知事の定める日</p>	
新築年月日	控除額															
昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30	350万円															
昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30	420万円															
昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31	450万円															
平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31	1,000万円															
平 9. 4. 1～	1,200万円															

2 平成27年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要																
自動車 取得税	自動車の取得価額 免税点 50万円以下	軽自動車及び営業用自動車 100分の2 自家用自動車 100分の3 ※ 電気自動車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車、最新自動車排出ガス規制適合車など一定の低公害車及び低燃費車（最新排出ガス規制値及び燃費基準より、一定以上性能が良い自動車に限る）については非課税や軽減措置を適用。 一定の条件を満たすバリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車（A S V）について、軽減措置を適用。	申告納付 自動車の新規登録・移転登録の日																	
県たば こ税	卸売販売業者等が県内に所在する営業所を有する小売販売業者又は消費者等に対して売渡し等をした製造たばこの本数	1,000本につき860円 (旧3級品の紙巻きたばこについては、1,000本につき411円)	申告納付 毎月分を翌月末日まで																	
ゴルフ 場利用 税	ゴルフ場の利用に対する利用の日ごとの定額	1人1日につき <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税 率</th> <th>区分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1,100円</td> <td>4級</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>950円</td> <td>5級</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>800円</td> <td>6級</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table> 等級の基準…ホール数、利用料金	区分	税 率	区分	税 率	1級	1,100円	4級	650円	2級	950円	5級	500円	3級	800円	6級	350円	申告納入 毎月分を翌月15日まで	
区分	税 率	区分	税 率																	
1級	1,100円	4級	650円																	
2級	950円	5級	500円																	
3級	800円	6級	350円																	
地方消 費税	(1) 謹渡割 課税資産の謹渡等に 係る消費税額 (2) 貨物割 外国貨物に係る消費 税額	消費税額の63分の17 (消費税率換算 1.7%)	賦課徴収は、(謹渡割につ いては当分の間)国におい て、消費税の例により、併 せて行うため消費税の納期 に同じ																	

準、税率、納期一覧（続き）

税目	税標準等	税率	納期	摘要
軽油 引取税	<p>1 特約業者又は元売業者から現実の軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）を行った場合の引取数量</p> <p>2 特約業者又は元売業者が軽油又は揮発油以外の炭化水素油（燃料炭化水素油）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>3 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>4 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（道路において運行の用に供するため消費した場合に限る）の消費数量</p> <p>5 特別徴収義務者が特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有している場合の所有数量</p> <p>6 特約業者、元売業者が自ら軽油を消費する場合の消費数量</p> <p>7 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造して自ら消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>8 免税軽油使用者が免税軽油を用途外に消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>9 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を輸入した場合の輸入数量</p>	<p>1 キロリットルにつき 32, 100円</p>	<p>1 申告納入 前月分を毎月末日まで 〔左記課税標準等の1に該当する場合〕</p> <p>2 申告納付 (1) 前月分を毎月末日まで 〔左記課税標準等の2～7に該当する場合〕</p> <p>(2) 当該軽油の消費又は譲渡をした日から30日以内 〔左記課税標準等の8に該当する場合〕</p> <p>(3) 当該軽油の輸入の時まで 〔左記課税標準等の9に該当する場合〕</p>	

2 平成27年度課税標

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
自動車税	自動車 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務の発生したものは、その発生した月の翌月から、月割をもって課する。	通常税率 以下表(主な区分)のとおり。 (グリーン化税制対象車の場合) ○軽課対象車 ・・通常税率より約75%又は約50%軽減 ○重課対象車 ・・通常税率より約15%又は約10%重課	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日。	
(単位:百円)				
自動車の区分(主な区分)				
			自家用	営業用
乗用車	総排気量 1ℓ以下 〃 1ℓ超	1. 5ℓ以下 2ℓ〃	295 345	75 85
	〃 1. 5ℓ〃	3. 5ℓ〃	395	95
	〃 2. 5ℓ〃	4. 5ℓ〃	450	138
	〃 3. 5ℓ〃	5. 5ℓ〃	510	157
	〃 4. 5ℓ〃	6. 5ℓ〃	580	179
	〃 5. 5ℓ〃	7. 5ℓ〃	665	205
	〃 6. 5ℓ〃	8. 5ℓ〃	765	236
	〃 7. 5ℓ〃	9. 5ℓ〃	880	272
貨客兼用車	最大積載量 1t以下 1t超	1t以下 1t超1.5t以下 1.5t超	132 143 160	102 112 128
	2t以下	1.5t以下 1t超1.5t以下 1.5t超	167 178	127 137
	3t超	1.5t超	195	153
	4t超	1t以下	80	65
	5t超	1t超2t以下	115	90
	6t超	2t超3t以下	160	120
	7t超	3t超4t以下	205	150
	8t超	4t超5t以下	255	185
トラック	最大積載量 1t以下 1t超2t以下 2t超3t以下 3t超4t以下 4t超5t以下 5t超6t以下 6t超7t以下 7t超8t以下 8t超	1t以下 1t超1.5t以下 1.5t超 1t增すごとに右の金額を加算した額	300 350 405 63	220 255 295 47
	9t以下	1t増すごとに右の金額を加算した額	102	75
	10t以下	1t増すごとに右の金額を加算した額	206	151
	11t以下	1t増すごとに右の金額を加算した額	53	39
	12t以下	1t増すごとに右の金額を加算した額	102	75
	13t以下	1t増すごとに右の金額を加算した額	51	38
	14t以下	1t増すごとに右の金額を加算した額	120	
	15t以下	1t増すごとに右の金額を加算した額	145	
バス	一般乗用車 乗車定員 30人以下 30人超40人以下 40人〃50人〃 50人〃60人〃 60人〃70人〃 70人〃80人〃 80人超	30人以下 30人超40人以下 40人〃50人〃 50人〃60人〃 60人〃70人〃 70人〃80人〃 80人超	175 200 225 255 290	
	その他	30人以下 30人超40人以下 40人〃50人〃 50人〃60人〃 60人〃70人〃 70人〃80人〃 80人超	330 410 490 570 655 740 830	265 320 380 440 505 570 640
	三輪	小型自動車	60	45
	けん引車・被けん引車	けん引車・被けん引車	53	39
(注) ロータリーエンジンを搭載する乗用車については、単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす。				
固定資産税	大規模償却資産の価格のうち、市町村の課税限度額を超える部分の価格 (賦課期日) 1月1日	課税標準額の100分の1.4	普通徴収 1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年2月1日～2月末日	

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要																										
鉱区税	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積 ○ 賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務の発生したものはその発生した月の翌月から、月割をもって課する。	<p>1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区（面積100アールごとに年額） 試掘鉱区 200円 採掘鉱区 400円 (石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区については上記の3分の2の税率)</p> <p>2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区（面積100アールごとに年額） 河床（延長1,000メートルごとに年額） 600円 非河床（面積100アールごとに年額） 200円 100アール未満又は1000メートル未満の端数は100アール又は1000メートルとみなす</p>	普通徵収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日																											
狩猟税	狩猟者の登録 ○ 賦課期日 狩猟者の登録を受けた日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)</td> <td>①都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③①に該当する人の控除対象 配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人 上記に該当しない人</td> <td>11,000円 16,500円</td> </tr> <tr> <td>網猟免許 わな猟免許</td> <td>④都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥④に該当する人の控除対象 配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人 上記に該当しない人</td> <td>5,500円 8,200円</td> </tr> <tr> <td>第2種銃猟免許 (空気銃(圧縮ガスを利用するものを含む。))</td> <td colspan="2">5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 放鳥獵区のみに係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の1 2. 1の登録を受けている者が受ける放鳥獵区及び放鳥獵区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の3 3. 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従業者に係る登録を受ける者…課税免除 4. 鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲に従事した者に係る登録を受ける者…通常の税率の2分の1</p>	区分	税率		第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円		②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円		③①に該当する人の控除対象 配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	11,000円 16,500円	網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円		⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円		⑥④に該当する人の控除対象 配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	5,500円 8,200円	第2種銃猟免許 (空気銃(圧縮ガスを利用するものを含む。))	5,500円			
区分	税率																													
第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円																												
	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円																												
	③①に該当する人の控除対象 配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	11,000円 16,500円																											
網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円																												
	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円																												
	⑥④に該当する人の控除対象 配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	5,500円 8,200円																											
第2種銃猟免許 (空気銃(圧縮ガスを利用するものを含む。))	5,500円																													

2 平成27年度課税標準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 稅 標 準 等	税 率	納 期	摘要
乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	○乗車定員が30人以上の自動車を運転する者 ・観光バス 1回につき 3,000円 ・一般乗合用バス 1回につき 2,000円 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車を運転する者 1回につき 1,500円 ○乗車定員が10人以下である自動車等を運転する者 1回につき 300円	申告納入又は申告納付 いずれの場合も毎月分を翌月末日まで	